

○聖籠町企業立地促進条例

平成27年12月15日

条例第38号

改正 令和2年9月11日条例第39号

聖籠町企業誘致条例（昭和60年聖籠町条例第11号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、本町の新潟東港工業地帯等に企業の立地を促進するとともに町民雇用の拡大のため必要な奨励措置を行い、もって本町の産業振興及び定住促進を図ることで、まち・ひと・しごと創生を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 対象地区 本町区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域のほか、町長が特に必要と認める地域をいう。
- （2） 企業 営利を目的とした事業を営む法人又は個人をいう。
- （3） 企業の立地 企業が事業所を新設し、増設し、又は移設し、営業又は操業を開始することをいう。
- （4） 事業所 事業の用に供するために必要な施設をいう。
- （5） 新設 対象地区内に新たに事業所を設置（既存事業所の取得を含む。）することをいう。
- （6） 増設 対象地区内に設置した事業所の同一敷地内に当該事業所を拡張（対象地区内の土地を新たに取得し、当該事業所を拡張する場合を含む。）すること又は新たに設備を取得し屋外に設置することをいう。
- （7） 移設 町内に事業所を有する企業が、町内に設置した事業所の一部又は全部を廃止し、対象地区内又は当該事業所（対象地区内に限る。）の同一敷地内に同一業種の事業所を設置（既存事業所の取得を含む。）することをいう。
- （8） 投下固定資産 企業の立地に伴い新たに取得した土地、家屋及び償却資産（いずれも賃貸借によるものを除く。）をいう。
- （9） 新規常用雇用者 企業の立地に伴い、営業又は操業を開始する前1年から営業又は操業開始後1年を経過するまでの間に、当該事業所に新規に常時雇用される従業員

(当該企業から給与の支給を受ける正規従業員、臨時従業員、パートタイマー及びこれらに類する労働形態の従業員)で、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者に該当するものをいう。ただし、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第一の二の表の技能実習の項及び特定技能の項(同項の下欄に掲げる第1号の区分に限る。)の在留資格をもって在留する者を除く。

(奨励措置)

第3条 町長は、第1条の目的を達成するため、奨励措置として次の各号に掲げる奨励金を交付することができる。

- (1) 立地奨励金
- (2) 雇用奨励金

2 前項の奨励措置は、第6条第2項の規定による指定を受けた企業(以下「奨励企業」という。)に対して行う。

(対象業種)

第4条 奨励措置の対象となる業種(以下「対象業種」という。)は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類における次の業種とする。

- (1) 製造業(核燃料製造業及び武器製造業を除く。)
- (2) 電気・ガス業
- (3) 情報通信業
- (4) 運輸業
- (5) 卸売業
- (6) 学術研究、専門・技術サービス業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的達成に寄与する業種と町長が特に認めるもの

(奨励措置の要件)

第5条 奨励措置を受けることができる企業は、対象地区内に企業の立地をした者のうち、対象業種に属する事業を営むもので、次の各号のいずれかに適合するものとする。

- (1) 新設の場合 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日から計画終了日まで(以下「基本計画同意期間」という。)に、同法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画(以下「承認地域経済牽

引事業計画」という。)に従って、投下固定資産の取得価格の合計額(以下この条において「投下固定資産額」という。)が1億円以上の新設を実施した者

(2) 増設の場合 基本計画同意期間内に、承認地域経済牽引事業計画に従って、投下固定資産額が5千万円以上の増設を実施した者

(3) 移設の場合 基本計画同意期間内に、承認地域経済牽引事業計画に従って、投下固定資産額が5千万円以上の移設を実施した者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する企業は、奨励措置の対象としない。

(1) 町税を滞納している者

(2) 企業の立地に際し、公害防止に関する法令その他関係法令に違反している者(指定の申請等)

第6条 奨励措置を受けようとする企業は、規則で定めるところにより町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請を受理した場合は、前条に規定する要件に適合しているかを審査し、適合していると認めるときは、奨励企業として指定するものとする。

3 町長は、前項の規定により奨励企業として指定した場合は、当該企業に対し規則で定めるところにより、速やかにその旨を通知しなければならない。

(立地奨励金の交付)

第7条 第3条第1項第1号に規定する立地奨励金の交付は、最後に取得した投下固定資産に対し、奨励企業の指定を受けた日の属する年度以後、最初に固定資産税が賦課された年度の翌年度に行う。

2 立地奨励金の額は、投下固定資産に対して賦課された固定資産税相当額の合計額とし、1億円を限度とする。この場合において、固定資産税相当額は、次の各号に定める年度の固定資産税額に相当するものとする。

(1) 家屋及び償却資産 取得後、最初に固定資産税が賦課された年度

(2) 土地 家屋又は償却資産に対して、最初に固定資産税が賦課された年度

(雇用奨励金の交付)

第8条 第3条第1項第2号に規定する雇用奨励金の交付は、新規常用雇用者のうち雇用前から町内に住所を有する者又は雇用後1年以内に町内に転入した者を1年以上雇用し、かつ、前者にあつては雇用するとき、後者にあつては転入のときから引き続き1年以上町内に住所を有していた場合に、1人につき50万円を限度とし、3年に分割して行う。

(交付申請等)

第9条 前2条に規定する奨励金の交付を受けようとする奨励企業は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金の交付の決定を行うものとする。

3 町長は、前項の規定により交付の決定をした場合は、当該奨励企業に対し規則で定めるところにより、速やかにその旨を通知しなければならない。

(地位の承継)

第10条 奨励企業が、奨励企業の指定に係る事業を譲渡したときは、当該事業の譲受企業は町長の承認を得て、当該奨励企業の地位を承継することができる。

2 奨励企業について、相続、合併又は分割（それぞれ奨励金の交付の指定に係る事業を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、町長の承認を得て、当該奨励企業の地位を承継することができる。

3 前2項の規定により、奨励企業の地位を承継しようとする企業は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

(指定の取消し等)

第11条 町長は、奨励企業が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、指定を取り消すことができる。

(1) 第5条に規定する要件を欠くこととなったとき。

(2) 事業を廃止し、又は1年以上休止したとき。

(3) 町税を滞納したとき。

(4) 虚偽の申請その他不正の行為により指定を受けたとき。

(5) この条例及び規則並びに他の法令に違反し、又は町長の指示に従わなかったとき。

(6) その他町長が指定の取消しの必要を認めた場合。

2 町長は、前項の規定により指定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し既に奨励金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

(交付の停止)

第12条 町長は、雇用奨励金の対象となった新規常用雇用者が退職した場合は、雇用奨励金の全部又は一部の交付を停止することができる。

(報告等)

第13条 町長は、奨励金の交付に関し必要がある場合は、奨励企業に対し、報告を求め、又は実地に調査することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年9月11日条例第39号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の聖籠町企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に奨励企業の指定を受ける者について適用し、同日前までに奨励企業の指定を受けた者については、なお従前の例による。